

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変更前	変更後	変更理由
2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 (中略) 2.11.2 基本仕様 2.11.2.1 主要仕様 (中略) (2) 構内用輸送容器 (3号機及び4号機を除く) 基数 1式 (4号機) 型式 NFT-22B型 収納体数 22体 基数 2基 型式 NFT-12B型 収納体数 12体 基数 2基 (3号機) 種類 密封式円筒形 収納体数 7体 基数 2基 種類 密封式円筒形 収納体数 2体 基数 1基 (中略) 2.11.3 添付資料 添付資料－1 燃料取扱設備の設計等に関する説明書 添付資料－1－1 燃料の落下防止，臨界防止に関する説明書※¹ 添付資料－1－2 放射線モニタリングに関する説明書※¹ 添付資料－1－3 燃料の健全性確認及び取り扱いに関する説明書※² 添付資料－2 構内用輸送容器の設計等に関する説明書 添付資料－2－1 構内用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書※² 添付資料－2－2 破損燃料用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書※² 添付資料－2－3 構内輸送時の措置に関する説明書※² 添付資料－3 燃料取り出し用カバーの設計等に関する説明書 添付資料－3－1 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能に関する説明書	2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備 (中略) 2.11.2 基本仕様 2.11.2.1 主要仕様 (中略) (2) 構内用輸送容器 (<u>2号機</u>、3号機及び4号機を除く) 基数 1式 (4号機) 型式 NFT-22B型 収納体数 22体 基数 2基 型式 NFT-12B型 収納体数 12体 基数 2基 (3号機) 種類 密封式円筒形 収納体数 7体 基数 2基 種類 密封式円筒形 収納体数 2体 基数 1基 <u>(2号機) ※</u> 種類 密封式円筒形 収納体数 7体 基数 2基 ※3号機と兼用 (中略) 2.11.3 添付資料 添付資料－1 燃料取扱設備の設計等に関する説明書 添付資料－1－1 燃料の落下防止，臨界防止に関する説明書※¹ 添付資料－1－2 放射線モニタリングに関する説明書※¹ 添付資料－1－3 燃料の健全性確認及び取り扱いに関する説明書※¹ 添付資料－2 構内用輸送容器の設計等に関する説明書 添付資料－2－1 構内用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書※¹ 添付資料－2－2 破損燃料用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書※¹ 添付資料－2－3 構内輸送時の措置に関する説明書※¹ 添付資料－3 燃料取り出し用カバーの設計等に関する説明書 添付資料－3－1 放射性物質の飛散・拡散を防止するための機能に関する説明書	2号機燃料取り出しで使用する構内用輸送容器の記載の追加 2号機燃料取り出しで使用する構内用輸送容器の記載の追加 2号機燃料取り出しの実施に伴う記載の見直し

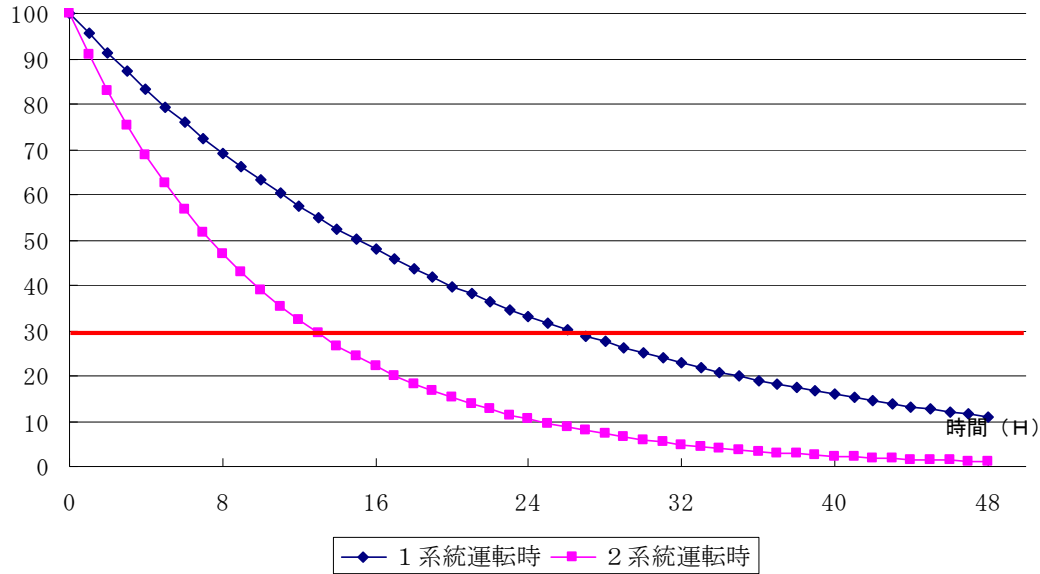
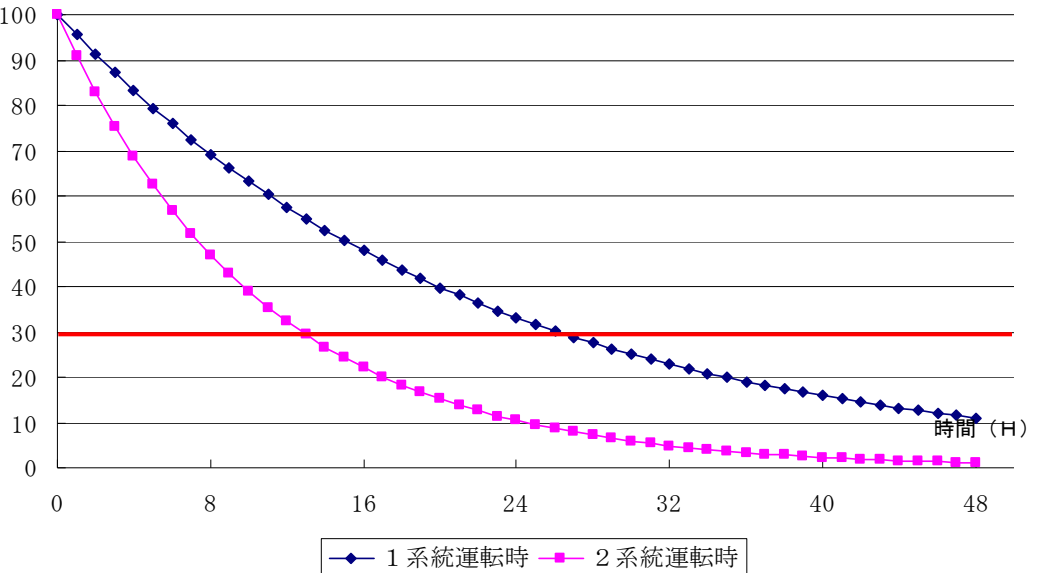
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付資料－３－２ 移送操作中の燃料集合体の落下※1 添付資料－４ 構造強度及び耐震性に関する説明書 添付資料－４－１ 燃料取扱設備の構造強度及び耐震性に関する説明書※1 添付資料－４－２ 燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性に関する説明書 添付資料－４－３ 燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性に関する説明書 添付資料－５ 使用済燃料プールからの燃料取り出し工程表※1 添付資料－６ 福島第一原子力発電所第１号機原子炉建屋カバーに関する説明書 添付資料－７ 福島第一原子力発電所第２号機原子炉建屋外壁の開口設置について 添付資料－７－１ 福島第一原子力発電所第２号機原子炉建屋西側外壁の開口設置について 添付資料－７－２ 福島第一原子力発電所第２号機原子炉建屋南側外壁の開口設置について ※1（２号機、３号機及び４号機を除く）及び※2（３号機及び４号機を除く）の説明書については、別途申請する。 （中略）	添付資料－３－２ 移送操作中の燃料集合体の落下※1 添付資料－４ 構造強度及び耐震性に関する説明書 添付資料－４－１ 燃料取扱設備の構造強度及び耐震性に関する説明書※1 添付資料－４－２ 燃料取り出し用カバーの構造強度及び耐震性に関する説明書 添付資料－４－３ 燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性に関する説明書 添付資料－５ 使用済燃料プールからの燃料取り出し工程表※1 添付資料－６ 福島第一原子力発電所第１号機原子炉建屋カバーに関する説明書 添付資料－７ 福島第一原子力発電所第２号機原子炉建屋外壁の開口設置について 添付資料－７－１ 福島第一原子力発電所第２号機原子炉建屋西側外壁の開口設置について 添付資料－７－２ 福島第一原子力発電所第２号機原子炉建屋南側外壁の開口設置について 添付資料－８ 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明 ※1（２号機、３号機及び４号機を除く）の説明書については、別途申請する。 （中略）	別冊の添付資料への移行に伴う記載の追加 ２号機燃料取り出しの実施に伴う記載の見直し

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
添付資料－１－３ 燃料の健全性確認及び取り扱いに関する説明書 1. 概要 （中略） 燃料健全性への影響がない燃料集合体は３号機においては３号機構内用輸送容器，４号機においては既存のＮＦＴ－２２Ｂ型構内輸送容器に収納し，燃料健全性への影響が疑われる燃料集合体は燃料被覆管の破損を考慮した容器に収納し，使用済燃料共用プール（４号機ＳＦＰに貯蔵されている新燃料については，一部６号機ＳＦＰ）へ搬出する。 （中略） 3. 燃料取り扱いに必要な機能 （中略） 3.2. 構内用輸送容器の収納条件 ３号機及び４号機ＳＦＰに貯蔵されている震災以前から存在する漏えい燃料等やハンドル部が変形し燃料健全性への影響が疑われる燃料の輸送で用いる構内用輸送容器を除く，構内用輸送容器は，燃料ペレットが燃料被覆管に密封されていることを前提として安全評価を行っている。このため，構内用輸送容器に収納する前に，燃料被覆管健全性を確認する必要がある。 （中略） 6. 燃料の取り扱い （中略） 6.3. ２号機における燃料の取り扱い （中略） （現行記載なし） （現行記載なし） 6.3. <u>2.</u> 震災以前から存在する漏えい燃料等について	添付資料－１－３ 燃料の健全性確認及び取り扱いに関する説明書 1. 概要 （中略） 燃料健全性への影響がない燃料集合体は <u>2号機においては2号機構内用輸送容器</u>，３号機においては３号機構内用輸送容器，４号機においては既存のＮＦＴ－２２Ｂ型構内輸送容器に収納し，燃料健全性への影響が疑われる燃料集合体は燃料被覆管の破損を考慮した容器に収納し，使用済燃料共用プール（４号機ＳＦＰに貯蔵されている新燃料については，一部６号機ＳＦＰ）へ搬出する。 （中略） 3. 燃料取り扱いに必要な機能 （中略） 3.2. 構内用輸送容器の収納条件 <u>2号機</u>，３号機及び４号機ＳＦＰに貯蔵されている震災以前から存在する漏えい燃料等やハンドル部が変形し燃料健全性への影響が疑われる燃料の輸送で用いる構内用輸送容器を除く，構内用輸送容器は，燃料ペレットが燃料被覆管に密封されていることを前提として安全評価を行っている。このため，構内用輸送容器に収納する前に，燃料被覆管健全性を確認する必要がある。 （中略） 6. 燃料の取り扱い （中略） 6.3. ２号機における燃料の取り扱い （中略） <u>6.3.2. 燃料健全性確認</u> <u>図６－１５に水中カメラで撮影した２号機のプール内調査の状況を示す。これまでの調査から，プール内への瓦礫の落下等機械的健全性に影響を与えるような事象は発生しておらず，燃料被覆管は震災前の状態を保っている。</u> <u>燃料取り出し作業は水中カメラにより作業状況を確認しつつ実施することとし，作業中に燃料集合体やＣＢに傷，変形，腐食等の異常が確認された場合には，必要に応じて取り出し作業を中止し，水中カメラにて傷の大きさ等について観察し健全性への影響について評価する。また，２号機ＳＦＰ内から使用済燃料共用プールに移送した後，燃料集合体は構内用輸送容器から燃料を取り出す際に，ＣＢに傷，変形，腐食等の顕著な異常がないことを確認する。</u> <u>6.3.3. 取り出し後の確認</u> <u>6.3.2. に示す通り，２号機ＳＦＰには事故により燃料健全性に影響する瓦礫の落下等は確認されていない。２号機燃料取り出し作業で通常と異なる事象が発生した場合は，使用済燃料共用プールにおける長期的な健全性の確認や輸送・保管方法の検討のため，今後，別途点検を計画する。</u> 6.3. <u>4.</u> 震災以前から存在する漏えい燃料等について	2号機燃料取り出しの実施に伴う記載の追加 2号機燃料取り出しの実施に伴う記載の追加 2号機燃料取り出しの実施に伴い新規記載 2号機燃料取り出しの実施に伴い新規記載 記載の適正化

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（中略） 6.4. 破損燃料を使用済燃料共用プールへ受け入れた場合の放射線被ばく影響 （中略） 6.4.1. 液相 使用済燃料共用プールへ搬入された燃料の被覆管に損傷があった場合には、水溶性の核分裂生成物がS F P内に溶出する。また、構内輸送容器の搬入によりS F P内の放射性物質が使用済燃料共用プールへ持ち込まれる。しかしながら、水溶性の核分裂生成物及び放射性物質は使用済燃料共用プール冷却浄化系により除去されるため、構内輸送容器の蓋開放後に使用済燃料共用プール水面上で線量率が一時的に上昇する場合でも、時間の経過とともに線量率は低下する。なお、使用済燃料共用プール冷却浄化系の浄化性能を図6－<u>1 5</u>に示す。放射能濃度を1／1 0にするために有する時間は、約2 4時間程度（2系統運転時）と評価している。 （中略） （現行記載なし）	（中略） 6.4. 破損燃料を使用済燃料共用プールへ受け入れた場合の放射線被ばく影響 （中略） 6.4.1. 液相 使用済燃料共用プールへ搬入された燃料の被覆管に損傷があった場合には、水溶性の核分裂生成物がS F P内に溶出する。また、構内輸送容器の搬入によりS F P内の放射性物質が使用済燃料共用プールへ持ち込まれる。しかしながら、水溶性の核分裂生成物及び放射性物質は使用済燃料共用プール冷却浄化系により除去されるため、構内輸送容器の蓋開放後に使用済燃料共用プール水面上で線量率が一時的に上昇する場合でも、時間の経過とともに線量率は低下する。なお、使用済燃料共用プール冷却浄化系の浄化性能を図6－<u>1 6</u>に示す。放射能濃度を1／1 0にするために有する時間は、約2 4時間程度（2系統運転時）と評価している。 （中略）  図6－1 5 2号機S F P内の状況	記載の適正化 2号機燃料取り出しの実施に伴う記載の追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
放射能濃度変化＊ ＊初期濃度を 100 とした場合の相対値  図 6－<u>1.5</u> 使用済燃料共用プール冷却浄化系ろ過脱塩装置での放射能除去評価 (中略)	放射能濃度変化＊ ＊初期濃度を 100 とした場合の相対値  図 6－<u>1.6</u> 使用済燃料共用プール冷却浄化系ろ過脱塩装置での放射能除去評価 (中略)	記載の適正化

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	添付資料－2－1－4 構内用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書（2号機） (新規記載) (中略)	2号機燃料取り出しの実施に伴い構内用輸送容器の安全機能及び構造強度に関する説明を新規記載

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	添付資料－2－2－3 破損燃料用輸送容器（7 体）に係る安全機能及び構造強度に関する説明書（2 号機） (新規記載) (中略)	2 号機燃料取り出しの実施に伴い輸送容器の安全機能及び構造強度に関する説明を新規記載

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし)	添付資料－2－3－3 構内輸送時の措置に関する説明書（2号機） (新規記載) (中略)	2号機燃料取り出しの実施に伴い構内輸送時の措置を新規記載

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅱ章 2.11 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(現行記載なし) (以下，省略)	添付資料－8 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明 (新規記載) (以下，省略)	別冊 7「使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明」について新規記載

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（新燃料の運搬） 第34条 プール燃料取り出しプログラム部長は、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。 （1）3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。 （2）使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）法令に適合する容器に封入すること。 （5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 （中略）	（新燃料の運搬） 第34条 プール燃料取り出しプログラム部長は、<u>2号炉</u>、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。 （1）<u>2号炉及び</u>3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。 （2）使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、<u>2号炉</u>、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）法令に適合する容器に封入すること。 （5）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 （中略）	2号機燃料取り出しに伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（使用済燃料の貯蔵） 第36条 プール燃料取り出しプログラム部長は、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （1）表36に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵すること。使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。 （2）3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 （3）使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 （中略）	（使用済燃料の貯蔵） 第36条 プール燃料取り出しプログラム部長は、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 （1）表36に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵すること。使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納されていることを確認すること。 （2）<u>2号炉及び</u>3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 （3）使用済燃料共用プールにおいて燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 （中略）	2号機燃料取り出しに伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（使用済燃料の運搬） 第37条 プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、3号炉の使用済燃料プール、4号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいては、構内用輸送容器に収納し、使用済燃料共用プールにおいては、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。 （1）法令に適合する容器を使用すること。 （2）3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 （3）使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、使用済燃料を収納した構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 （4）車両を徐行させること。 （5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 （6）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 3．プール燃料取り出しプログラム部長は、3号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいて構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用する。 （中略）	（使用済燃料の運搬） 第37条 プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、2号炉、3号炉若しくは4号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールから使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料プールにおいては、構内用輸送容器に収納し、使用済燃料共用プールにおいては、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器に収納する。 （1）法令に適合する容器を使用すること。 （2）2号炉及び3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。 （3）使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 （4）収納する使用済燃料のタイプ、冷却期間及び配置が、容器の収納条件に適合していること。 2．プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、使用済燃料を収納した構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。 （1）容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 （2）法令に定める危険物と混載しないこと。 （3）運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。 （4）車両を徐行させること。 （5）核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 （6）容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 3．プール燃料取り出しプログラム部長は、2号炉及び3号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいて構内用輸送容器から使用済燃料を取り出す場合、クレーン又は燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいて構内用輸送容器、使用済燃料乾式貯蔵容器又は使用済燃料輸送貯蔵兼用容器から使用済燃料を取り出す場合、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用する。 （中略）	2号機燃料取り出しに伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和７年３月２８日 原規規発第 2503282 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は，令和 7 年 4 月 7 日から施行する。</u> 2．添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 5 条及び第 4 2 条の 2 については，放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	附 則 <u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> <u>この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</u> 附則（令和 7 年 3 月 2 8 日 原規規発第 2503282 号） （施行期日） 第 1 条 2．添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。 附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 5 条及び第 4 2 条の 2 については，放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。 （以下，省略）	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（別冊集 表紙・目次）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集 目次 (中略) <u>別冊 7 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明</u> <u>Ⅰ 燃料取り出し用カバー換気設備の構造強度及び耐震性について</u> <u>Ⅱ 燃料の健全性確認及び取り扱いに関する補足書</u> <u>Ⅲ 3号機 構内用輸送容器に関する要目表</u> <u>Ⅳ 構内用輸送容器に係る安全機能及び構造強度に関する説明書（4号機）（添付資料－2－1－3）に関する補足書</u> <u>Ⅴ 構内用輸送容器（NFT－12B 型）の確認項目に係わる寸法及び材料</u> <u>Ⅵ 破損燃料用輸送容器（7 体）に係る安全機能及び構造強度に関する説明書（3 号機）（添付資料－2－2－1）に関する補足書</u> <u>Ⅶ 破損燃料用輸送容器（2 体）に係る安全機能及び構造強度に関する説明書（3 号機）（添付資料－2－2－2）に関する補足書</u> (中略)	福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 別冊集 目次 (中略) (記載削除) (中略)	別冊の添付資料への移行に伴う記載削除

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（別冊 7 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
別冊 7 使用済燃料プールからの燃料取り出し設備に係る補足説明 (以下，省略)	(記載削除) (以下，省略)	2. 11 添付資料へ移行